

京都市青少年科学センター展示品「物体の運動ラボ（仮称）」製作業務委託 プロポーザル募集要項

標記の業務委託について、以下のとおり提案を募集する。

1 概 略

転がし台から転がす手球の速度を変えたり的球に当てる角度を変えたりすることで、生じる球体同士の挙動について、繰り返し実験を行いながら学ぶことができる展示品を新たに製作するとともに、既存の展示品「落体の実験」と「投げた物体の運動」を体験することで自由落下、放物運動、衝突といった力学的な物理現象について考えることのできるエリア展示「物体の運動ラボ（仮称）」を製作する。

2 業務名

京都市青少年科学センター展示品「物体の運動ラボ（仮称）」製作業務

3 業務内容

別紙「展示品「物体の運動ラボ（仮称）」製作業務 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに

4 履行期限

令和7年3月20日（木）午後5時まで

5 委託金額の上限

6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

6 プロポーザルの参加資格

- (1) 京都市競争入札参加有資格者であること及び入札参加停止期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 博物館法による「登録施設」、「指定施設」又は国、地方公共団体若しくは独立行政法人が設置する類似施設のいずれかにおいて、大型展示品の製作業務の履行実績があること。

7 応募方法

- (1) 提案書等の提出

ア 提出書類

No.	提出書類	部数	提出期日	備 考
1	参加表明書(様式1)	1部	令和6年10月7日（月） 午後5時まで	
2	会社概要・履行実績(様式2)	12部	令和6年10月25日（金） 午後5時まで	
3	企画提案書(様式3)	12部	同上	
4	見積書及び見積内訳書 (任意様式)	12部	同上	原本1部、写し11部

＜留意点＞

- ・ 各書類は紙媒体にて郵送または持参により提出すること。
- ・ 「No. 2～4」は1部ずつ重ねたうえで、クリップでまとめて提出すること。
- ・ 各書類の体裁は、図面を除きなるべくA4サイズに統一すること。

イ 提出方法

直接持参又は郵送

ウ その他留意事項

- ・ 提案書類の作成及び提出に係る費用は、事業者の負担とする。
- ・ 提出された提案書類は事業者には返却しない。
- ・ 提出された提案書類については、事業者の選定以外の用途で使用しない。
- ・ 応募後に辞退する場合は、書面にて辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法に寄らずに提出した場合、提出書類に記載すべき事項の全部、もしくは一部が記載されていない場合、または不備がある場合は無効とする。

8 説明会の実施

本件募集内容について説明会を実施する。参加希望事業者は、参加表明書を提出のうえ必ず参加することとする。

なお、本件に係る質問は、説明会で受け付ける。

- (1) 実施日時 令和6年10月9日（水）午後1時30分から
- (2) 場 所 京都市青少年科学センター

9 ヒアリングの実施

提案内容について、以下のとおりヒアリングを実施する。時間等詳細については、電話又は電子メールで連絡する。

- (1) 実施日時 令和6年10月29日（火）午前9時30分から（1社につき約30分）
- (2) 場 所 京都市青少年科学センター
- (3) そ の 他 パソコン等の使用については、プロジェクター（HDMI、VGA 入力端子）、スクリーンはセンターで用意する。パソコン及びケーブル等は事業者で用意すること。

10 受託候補者の決定

- (1) 選定方法
受託候補者選定委員会において、提出書類及びヒアリング内容について審査を行い、最も高い評価を得た提案を行ったものを受託候補者として選定する。
なお、評価点が60点以上であることを選定の条件とする。
- (2) 選定結果の通知
選定結果は、令和6年11月初旬頃に書類によって通知する。

11 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容についての協議を行い、合意後に契約を締結する。契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものと見なす。

なお、次に掲げる事態が生じたときは、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合
- (2) 受託候補者が提案書類提出の日から契約締結日までの間に競争入札参加停止の処分を受けた場合
- (3) 選定された受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合
- (4) その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

12 スケジュール

	内 容	期 日
1	参加表明書の提出	令和6年10月7日（月）午後5時まで
2	説明会	令和6年10月9日（水）午後1時30分から
3	会社概要・履行実績の提出	令和6年10月25日（金）午後5時まで
4	提案書等の提出	令和6年10月25日（金）午後5時まで
5	ヒアリング	令和6年10月29日（火）午前9時30分から
6	受託候補者選定	令和6年11月初旬頃
7	審査結果通知	同上
8	初回打合せ	令和6年11月7日（木）午後14時30分から

13 その他

本要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びに本要項の解釈に関する事項については、別途、京都市青少年科学センターが指示するところによるものとする。

14 提出先及び問い合わせ先

〒612-0031 京都市伏見区深草池ノ内町13番地

京都市青少年科学センター（担当：山田、中井） TEL：075-642-1601 FAX：075-642-1605

※ 提出・問合せの受付時間は9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

「物体の運動ラボ（仮称）」製作業務委託

プロポーザル評価基準

	評価項目	評価事項	配点
1	業務実績	・ 同種・類似業務の実績があるか ・ 最近の実績はあるか ・ 過去の実績で十分な成果があげられていたか	25点
2	業務実施体制	・ 会社組織の中での実施体制、サポート体制が明確か ・ 担当チームの作業分担が明確に示されているか ・ 担当者にこの業務を遂行できる専門知識や技術はあるか、過去の実績はあるか	25点
3	作成計画	・ 協議、調査、報告、データ化など工程及び作業内容が詳細に示されているか ・ 期間的に無理のないスケジュールになっているか ・ 募集要項、仕様書の内容が反映されているか	25点
4	独自提案	・ 仕様書にない独自の提案があるか ・ 京都市青少年科学センターの理念や機器更新の方向性が理解された提案になっているか	15点
5	価格	・ 見積内容の項目や算出根拠が明確で妥当なものとなっているか	10点
合 計			100点

京都市青少年科学センター 展示品『物体の運動ラボ（仮称）』製作業務仕様書

1 業務名

京都市青少年科学センター 展示品『物体の運動ラボ（仮称）』製作業務

2 業務内容

新規展示品の設計、製作、設置調整

(1) 展示品詳細設計業務

本仕様書に基づいた展示品詳細設計及び設計書類等成果品の納品

(2) 詳細設計に基づく展示品製作、設置調整業務

成果品としての展示品一式の納品

3 設置場所【別紙1「物体の運動ラボ（仮称）設置場所」参照】

青少年科学センター 展示場3階 総面積概算 約26 m²。そのうち新設展示「球体のしょうとつ（仮称）」設置スペースは面積約3.7 m²（幅約1,500mm×奥行約2,500mm）程度。

4 展示品製作の際の基本事項

(1) 展示品のコンセプト

転がし台から転がす手球の速度を変えたり的球に当てる角度を変えたりすることで生じる球体同士の挙動について、繰り返し実験を行いながら学ぶことができる展示を新たに製作するとともに、既存の展示品「落体の実験」と「投げた物体の運動」を活用し、自由落下、放物運動、衝突といった力学的な物理現象について考えることのできるエリア展示を構成する。

(2) 展示構成

※【別紙2「設置場所の現状の様子」】及び【別紙3「新展示品設置位置レイアウト案」】参照

以下のとおり、展示場3階にある2つの既設展示品（「投げた物体の運動」、「落体の実験」）の近辺に 新設展示「球体のしょうとつ（仮称）」を製作し、3つの展示品周辺を「物体の運動ラボ（仮称）」として整備する。

ア 「球体のしょうとつ（仮称）」（新展示品）

イ 「投げた物体の運動」（既設）※現状から位置変更を行わない。

ウ 「落体の実験」（既設）※現状から位置変更を行う。

※ 新展示設置予定場所の東にある白壁は、受託者により撤去するとともに撤去後の壁及び床に跡が残らないよう対応を行うこと。【別紙2 設置場所の現状の様子参照】

※ 「物体の運動ラボ（仮称）」エリアと隣接している展示品「2進法による数当て」、「太陽電池に光を当てよう」は規定する広さが確保できるよう当センター所員が移動させる。

(3) 製作の際の留意事項

ア 動作物は、ゆっくり、速く、大きく、小さく動くなどの違いで、起こっている現象が十分観察できるように工

夫すること。

- イ 詳細設計後、試作品等を用い科学センターと協議しながら、コンセプトを実現できるよう、前項ア及び滑らかにかつ正確に動作物が動くことを確認した後、展示品の製作に取りかかること。

(4) 各展示品の製作要求水準

ア 展示全体

(ア) 前述の「4 (2) 展示構成」で明記したア～ウの展示品を一体感のあるエリア展示となるように整備すること。例えば、色調の工夫や床の貼替えなど。

(イ) 展示名「物体の運動ラボ (仮称)」の銘板を作成し、エリア内の展示が一体とわかるわかりやすい箇所に掲示する。また、銘板には「別紙7 村田製作所社名ガイドライン」に沿ったロゴマークを必ず記載すること。

なお、展示品名は日本語のほか英語、中国語、韓国語 (別途指示) で併記すること。

イ 球体のしょうとつ (新展示品) 【別紙3「新展示品イメージ図」 参照】

新展示品は、ビリヤードテーブル (後述 4(4)イ(ア)) 及びそれを取り囲む外縁 (後述 4(4)イ(イ))、ボール転がし台 (後述 4(4)イ(ウ)) からなるビリヤード部と、投映装置 (後述 4(4)イ(エ)) と操作卓 (後述 4(4)イ(オ)) からなる操作部で構成されていること。

なお、「球体のしょうとつ」の展示品名をビリヤード部の外縁もしくは操作部の操作卓の側面等に掲示すること。展示品名は日本語のほか英語、中国語、韓国語 (別途指示) で併記すること。

(ア) ビリヤードテーブルについて

- a ビリヤードテーブルは科学センターが特注で製作したものを提供する。

提供可能時期は、令和6年10月下旬～11月初旬頃予定。

- b 大きさ (外寸) は、幅 1,310 mm×奥行 2,300 mm×高さ 700 mm程度。(高さ以外は使用材料の関係で±50mmの誤差幅が生じる可能性あり)

- c クッションレール内のラシャ面の寸法は幅 990 mm×奥行 1,980 mm程度。(使用材料の関係で±50mmの誤差幅が生じる可能性あり)

- d 重量は約 300kg 程度。

- e 上面のラシャ (クロス) の色は薄灰色。

- f ポケットは四隅及び長辺の中央に二カ所あり、ボールリターン機能はついていない。

(イ) ビリヤードテーブル外縁について

- a ビリヤードテーブル外縁は、ビリヤードテーブルの周囲を取り囲むように設置するものであり、上部には、展示品使用者が操作するボール転がし台を取り付けることができるレール等の機構を有し、ボール転がし台との接合部は、スライド等により移動させることができるものとする。

- b 外縁は、4辺の部品を組み合わせ、外縁同士でビス等によりビリヤードテーブルのクッションレールの周囲に隙間なく固定できること。ただし、メンテナンス時には、すべて取外しができるようにすること。

- c 外縁の底面には、床面と外縁底面が傷つかないようにゴム製等の脚などを取り付ける。

- d 外縁は、ボール転がし台を取り付けることのできるレール等の機構が、取付けられる厚みがあること。また、表面は化粧板等で見映えよく仕上げる。

- e 外縁の高さは、青少年科学センターと協議し決定すること。

(ウ) ボール転がし台 **【別紙5「ボール転がし台イメージ図」参照】**

- a ボール転がし台は、一般的なビリヤード競技用ボール（直径約5.7 cm、重さ約170g）（以下、ボール）を滑らかにラシャ平面に転がすことができる傾斜状の機構をもち、展示品使用者が傾斜部分にボールを乗せ、重力加速度により前方へボールを転がすことができるものであること。
- b ボール転がし台は、ビリヤードテーブル外縁の上面のレール等の機構に取り付けることができること。
- c ボール転がし台は、設置用4台、予備用2台を製作すること。
- d レール等の機構部分とボール転がし台の接合部は、耐久性があるものを使用するとともに破損した場合も、来館者の安全を保てるものとする。ボール転がし台は、展示品使用者が簡単にレール等の機構から取り外しできない仕組みであること、ただし、メンテナンス時には取り外せるようにすること。
- e ボール転がし台は、レール上を自由に動かすことができること。なお、ビリヤードテーブルを一周できる機構は持ち合わせなくてもよい。
- f レール等の機構とボール転がし台の接合部を支点に回転させることで、ボール転がし台自体の向きを変え、ボールを発射する方向を自由に変更することができること。
- g ボール転がし台は、傾斜状の機構上で、ボールを転がし始める位置を変える等により、ボールの転がるスピードを変えることができること。
- h ボール転がし台には、傾斜部分を蝶番などで途中から上方向に折り返す等の機構を付け、未使用時にラシャ面からボール転がし台を逃がすことができるようにすること。また、折り返していたものを元に戻すときには、使用者が指などを挟んで怪我をしないようにするとともにラシャ面が損傷しないようにすること。
- i ボール転がし台の先端部とラシャ面との接触箇所には、ベアリングや車輪等の機構を取り付けるなどし、ラシャ面の摩擦による摩耗を可能な限り低減すること。
- j ボール転がし台からラシャ面に放たれるボールの速度水準については、青少年科学センターと協議の上決定すること。なお、試作等にあたり速度計が必要な場合は、青少年科学センターから貸与可能。
- k ボール転がし台は、可視光線レーザーの照射装置を有し、照射装置から発せられたレーザー光が衝突させたボールに向かって、ラシャ面に沿って真っすぐに照射できそのレーザー光上をボールが真っすぐに進むこと。
- l 可視光線レーザーは、ボールの中心とボールの両端の、最低3本の光を照射できるようにすること。
- m 可視光線レーザーを発射するボタンをボール転がし台に付けること。レーザー光の照射時間とそれに係る機構については、青少年科学センターと協議のうえ決定すること。
- n 可視光線レーザー装置の電源は、有線式、充電式、電池式のいずれかの方式により給電できるようにすること。
- o 展示品の通常使用時には、照射させたレーザー光がクッションレールより上部に照射されないようにすること。

(エ) 投映装置

- a ビリヤードテーブル上部にプロジェクターを設置し、プロジェクターからの映像をラシャ面に垂直に映し出せるようにすること。
- b プロジェクターは、架台を新たに設置する又は既存展示品「投げた物体の運動」の照明用架台に別途架台を取付けるなどの加工をするなどして設置すること。**【別紙6 既存展示「投げた物体の運動」架台寸法 参照】**

なお、架台及び架台を支える支柱については、転倒や落下が起こらないよう十分な強度を持って設置すること。

- c 上部に取り付けたプロジェクターはピントが合う高さに固定し、十分な照度を確保するとともに落下の危険がないようにすること。
- d プロジェクターは、映し出される文字が認識できる解像度（おおむね HDサイズ）を有するものを使用すること。

(オ) 操作卓

- a 操作卓本体は「物体の運動ラボ（仮称）」内の適切な位置に設置すること。
- b 操作卓の画面を操作することで、ビリヤードテーブルのラシャ面に映し出す内容（画像データ数種類）を選択、変更等ができるように作成すること。

なお、投映する映像（数種類）は、青少年科学センターが提供する。

- c 操作卓上で操作映像を選択後、操作卓、プロジェクター双方に映像が投映されること。または、操作卓に備え付けたボタン等でメニュー画面に戻れるようにする。
- d 操作卓は、24 インチ程度のサイズのタッチパネルモニタを用い画面タッチで操作できるようにすること。
- e 操作卓が独立した筐体になる場合は、下部に汚れ防止のため巾木等を取りつけること。
- f 操作卓の下部には、点検口等を設けメンテナンスができる構造にすること。点検口は鍵で施錠できるようにすること。

5 展示品製作基準

(1) 概要

本展示品製作基準は、当館において展示品の安全性・整備性等を確保するために定めるものであり、展示品の設計・製作を行う際には必ず本基準に準拠することとする。

(2) 本体関係

- ア 本体は鉄骨構造とし、接合部は溶接とする。ただし、将来において分解などの必要性がある部分は、ボルト・ナットによる接合とする。全体の大きさなどから、十分な強度と耐久性を持つと判断できる場合は木軸構造でも良い。
- イ 本体の床面における単位面積当たりの荷重は350kg 未満であること。
- ウ 本体の材料・部品は十分な信頼性・耐久性を持つもので、メーカーや規格、型番等が明らかなものを使用すること。
- エ 部品の交換や清掃、調整等が容易に行えるような構造にすること。

(3) 電気関係

- ア 技術基準に適合していること。
- イ 点検口またはバックヤード内部に作業灯とそのスイッチ、漏電ブレーカーを設け、メンテナンスなどに使用できるコンセントを2口以上設置すること。
- ウ 配線の接続は、電気工事士の資格を有する者が当たること。

- エ 消耗品、部品等の交換が容易であること。
- オ 電気工事に際しては、当館設備担当者の指示に従うこと。

(4) 提出物

以下の書類を1つにまとめて展示品の納品までに提出すること。

- ア 製作図面(平面図、機構図、部品図、電気配線図、回路図、その他の図面)
- イ 製作仕様書
- ウ 取扱説明書(動作フロー、タイムチャート、メンテナンス)
- エ 市販品のカタログと保証書
- オ 部品リスト(メーカー、型番、個数、仕入先)
- カ パース図(カラー及び白黒の人物有となしの2パターンをデジタルファイルで)
- キ 取り扱いマニュアル(研修を含む)
- ク その他必要資料

(5) その他

- ア 製作者は、当館より提示された仕様書に基づき、当館担当者と詳細の打ち合わせを行い、製作図面を作成し、承認後製作にとりかかることとする。
- イ 製作過程において疑問が生じたときは、ただちに当館担当者に問い合わせ、当館の指示に従うこと。
- ウ 搬入・据付の日時、場所、方法は当館の指示によること。
- エ 現場における作業は最小限にとどめ、現場製作しないこと。
- オ 組立及び調整を完了した時点で、担当者による検収を受けること。
- カ 故意または過失によらない故障に対する保証は、納品後1カ年とする。

6 費用負担

当館館内での製作、設置に係る電気、水道の使用料は当館が負担するが、そのほか製作に係る費用に関しては、受託者が契約額内で全て負担するものとする。

7 履行期限

令和7年3月20日(木)までに完成した展示品の当館への納品(設置、調整)及び移設後の壁面の復旧を完了させること

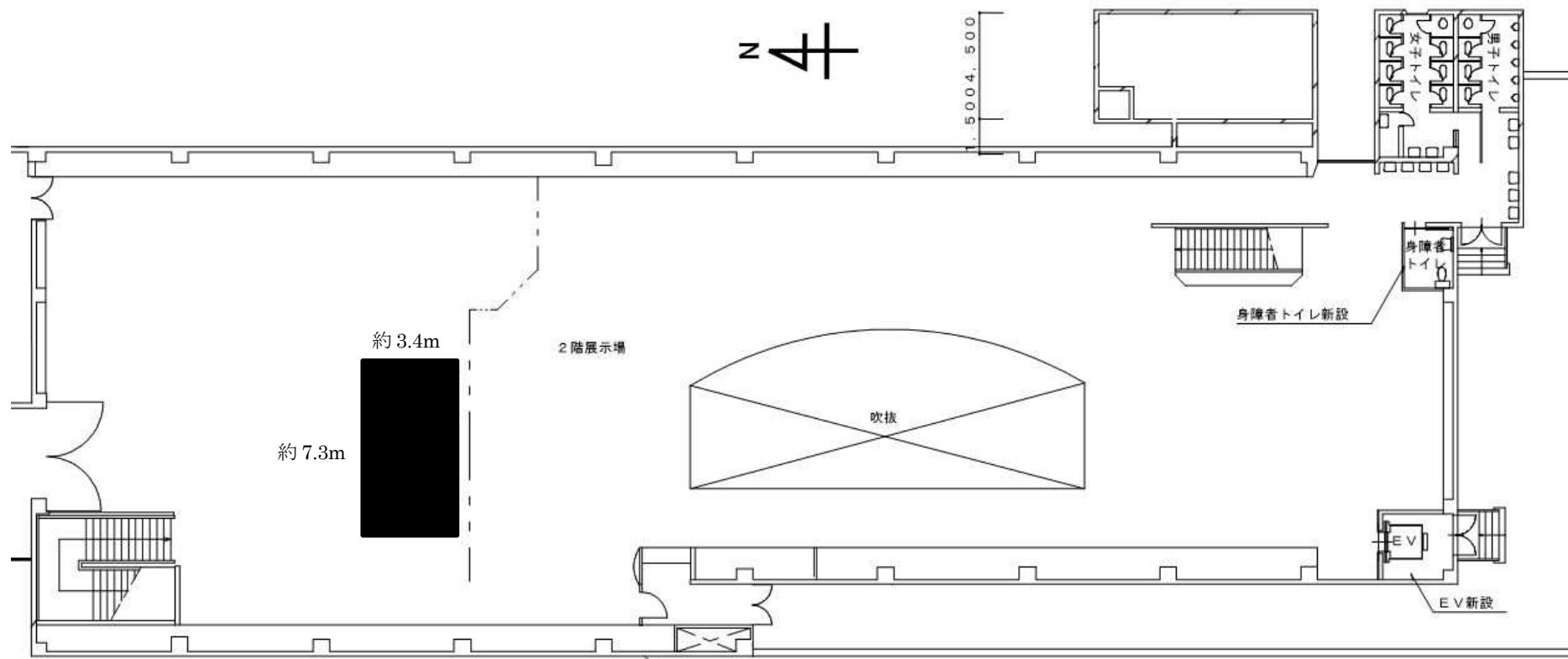
8 保証期間等

設置した展示品の保証期間は令和8年3月19日(木)までとする。ただし、基本的な設計・施工に関わる不具合・故障(設計段階での強度不足や欠陥を起因とするものや施工時の工法などを起因とするもの等)についてはこの限りではない。

また保証期間中に不具合・故障等が発生した場合は、速やかに補修・修繕等の対応を取るようにすること。

【別紙1「設置場所」】

展示場3階（下図■エリア）



【別紙2「設置場所の現状の様子」】

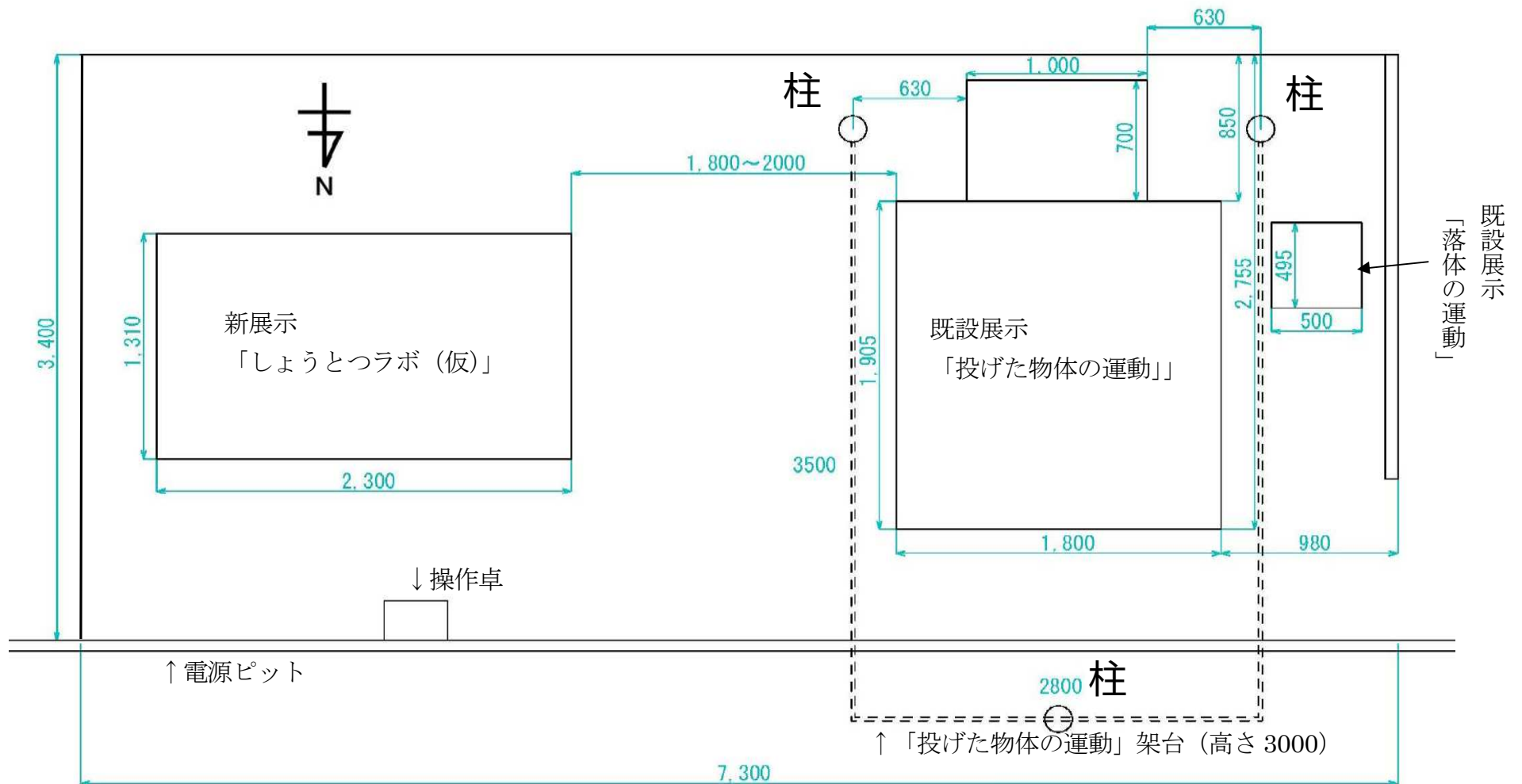


・「2進法による数あて」は
東へ1000mm移動させる。
(センター所員により)

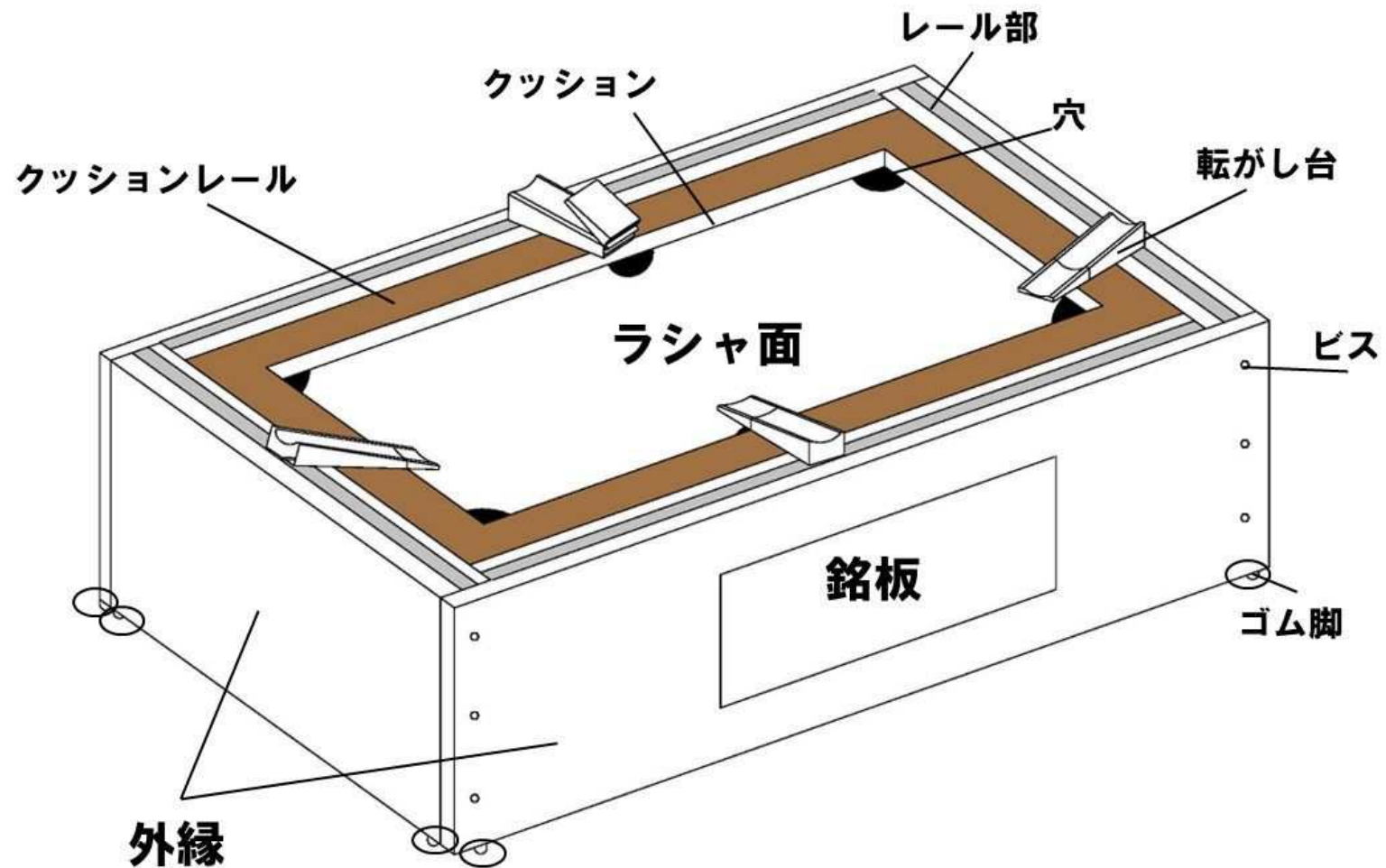
・「落体の実験」を「投げた物体の運動」の西側に移動
(センター所員により)

・「太陽電池に光を当てよう」を移動させる。(センター所員により)
・白壁を撤去する(受託者により)

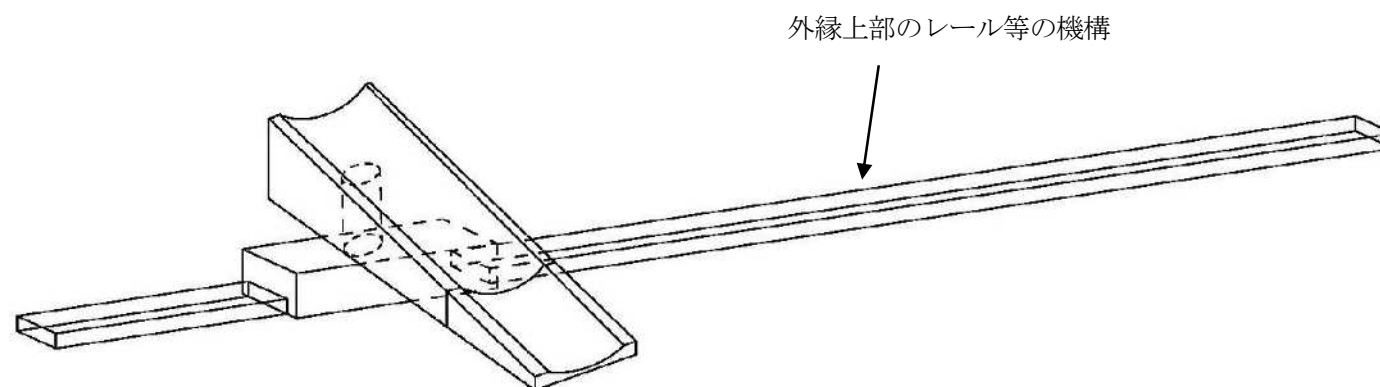
【別紙3「新展示品設置位置レイアウト案」】（※単位はmm）



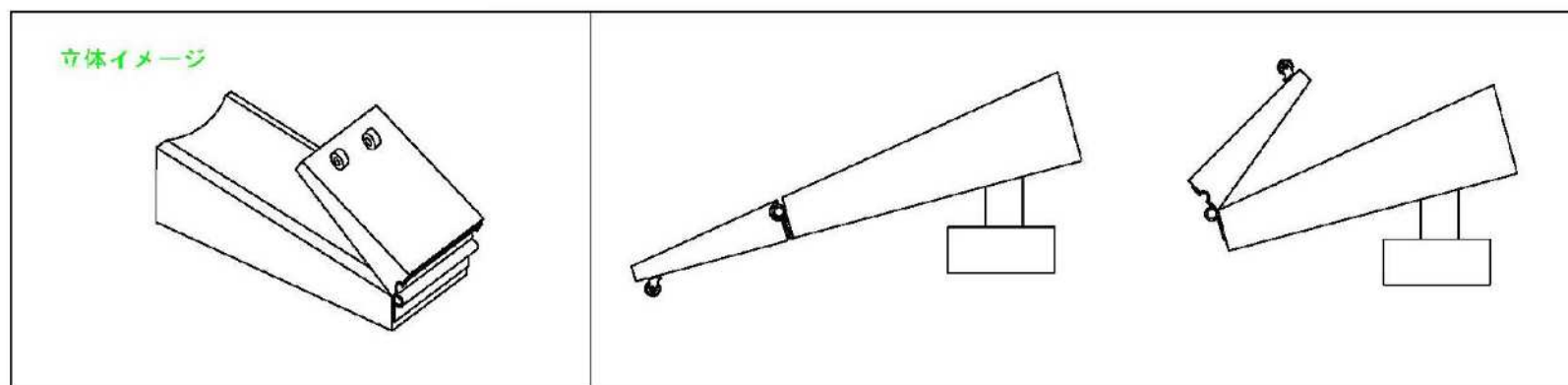
【別紙4「新展示品イメージ図」】



【別紙5「ボール転がし台イメージ図」】



◆傾斜部分を折り返す機構も一例



【別紙6 既存展示「投げた物体の運動」架台寸法】





村田製作所 社名ガイドライン

2021年3月改訂

はじめに



2014年に改訂された新VIでは、以下の目的で **muRata** のロゴを社名と並べずに、単独で使用することを推奨しています。

- ロゴを出来るだけ大きく、最も強調されるようデザイン・レイアウトするため
- グローバル全社で統一したスタイルで、ムラタブランドを訴求していくため

デザインにおいて、社名はロゴと切り離し、別のところに表記ください。

（例：冊子の表表紙にはロゴを、裏表紙には社名を記載する、など。）

ただし、社名看板など、限られたスペースでロゴと社名を表示させる必要がある場合は、組み合わせて用いることができます。その場合、以下の点に留意してご利用ください。

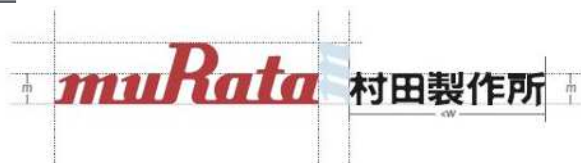
- スローガンが無いタイプのロゴを使用すること（スローガンの視認性が保てないため）
- 株式会社は入れないこと（社名を可能な限り大きく見せるため）
- 日本語、中国語はムラタのオリジナルフォントを使用した社名データを使用すること（最小サイズ 縦3mm）
- 英文は、FS Emeric (Regular) で表記すること（最小サイズ 9pt）

社名の示し方について



日本語・中国語

横型



縦型



(例-ロゴより社名が長い場合)



英語

横型



縦型



社名の示し方について



社名の高さは原則ムラタロゴ「m」分の高さとしませんが、必要に応じてムラタロゴ「R」分の高さまで大きくすることが可能です。

日本語・中国語

横型



縦型



(例-ロゴより社名が長い場合)



英語

横型



縦型





社名の示し方について(アイソレーション”R”周辺の余白)

日本語・中国語

横型



縦型



(例-ロゴより社名が長い場合)



- ・アイソレーションエリアは”R”を推奨としています。
- ・社名を”R”分の高さにした場合もアイソレーションを確保してください。

英語

横型



縦型





社名の示し方について(アイソレーション”m”周辺の余白)

日本語・中国語

横型



縦型



(例-ロゴより社名が長い場合)



- ・アイソレーションエリアは”R”を推奨としています。
- ・社名を”m”分の高さにした場合もアイソレーションを確保してください。

英語

横型



縦型





社名ロゴの単独使用について

漢字社名は、独自書体（石川九楊氏監修）を使用しています。

漢字社名は、ロゴデータとして提供していますが、以下の場合には、VIガイドラインで定める所定のフォントにてテキストとして社名を表記してください

- 最小サイズよりも小さくなる場合
- 社名を縦向きに表記する場合 ※MMCのみ「村田製作所」の縦向きデータがある為、必要に応じて独自書体を使用してください。

特別な理由がない限りは、株式会社がないパターンを優先的に使用してください。（日本の場合）

漢字社名のカラーは、黒色（優先使用）もしくは、白抜き（背景色が濃い場合に限る）で使用してください。

社名を英語表記する場合は、VIガイドラインで定める所定のフォントにてテキストとして表記してください。

社名ロゴの最小サイズの規定について

3mm 村田製作所

3mm 株式会社 村田製作所

京都市青少年科学センター概要

科学センターでは、昭和44年5月の開館以来、科学者精神を体得した将来の市民を育てることを目的とし、①「センター学習」、②「教員研修・学校等支援事業」、③「市民科学事業」の3つを柱として、大学・産業界等の協力を得ながら、さまざまな取組を推進している。

また、開館から50年を超えた中でも一層魅力ある施設となるよう、各種イベントや新展示品の整備などにより充実を図っている。

1 施設概要（下記「平面図」参照）

(1) 所在地

京都市伏見区深草池ノ内町13

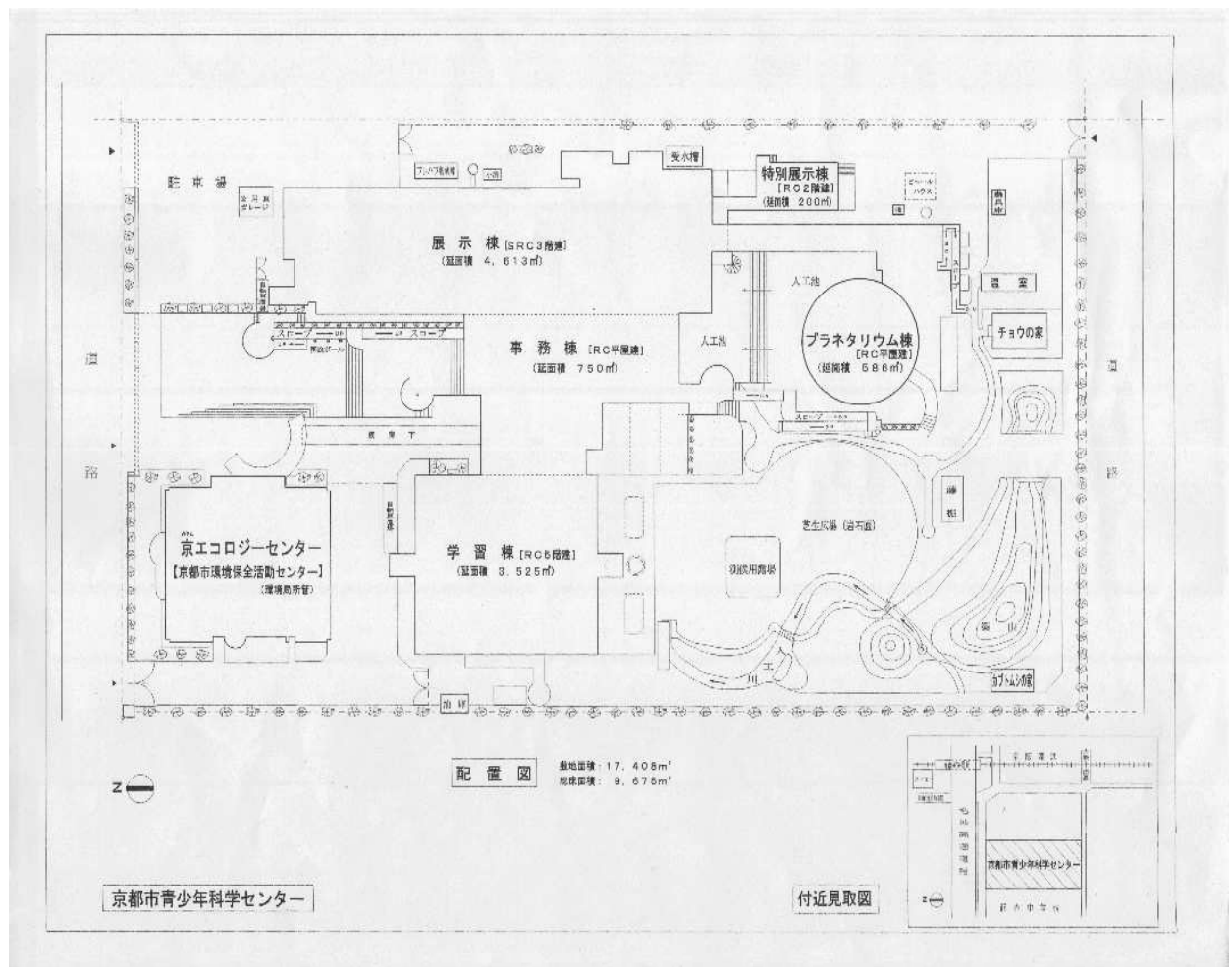
(2) アクセス

京阪「藤森」駅下車西へ400m、地下鉄・近鉄「竹田」駅下車東へ1km

(3) 構造

鉄筋コンクリート地上3階（一部5階）

■建築面積4,820㎡ ■延床面積9,674.7㎡ ■敷地面積17,408㎡



2 開館日等

(1) 開館時間

午前9時00分～午後5時00分（ただし、入館は閉館30分前まで）

(2) 休館日

木曜日（祝日の場合は翌平日、長期休業期間中は開館）、年末年始

3 展示場

自然科学の基本に関する展示品（約100点程度）を設置している。

展示品は、来館者が体験を通じて、科学的な原理・原則を身に付け、科学的なものの見方・考え方を学べるよう工夫・考案（展示品に触れ、考えながら操作し、また、操作しながら考えを発展させることができる）したオリジナル展示品である。

4 入場者数(直近5年)

- ・令和元年度：117,837人
＜内訳＞
（一般）54,469人（中・高校生）3,226人（小学生）29,696人（幼児）30,446人
- ・令和2年度：59,454人
＜内訳＞
（一般）30,863人（中・高校生）1,141人（小学生）9,852人（幼児）17,598人
- ・令和3年度：75,814人
＜内訳＞
（一般）37,454人（中・高校生）1,621人（小学生）15,014人（幼児）21,725人
- ・令和4年度：118,565人
＜内訳＞
（一般）59,047人（中・高校生）2,754人（小学生）24,060人（幼児）32,704人
- ・令和5年度：133,910人
（一般）67,342人（中・高校生）3,786人（小学生）28,731人（幼児）34,051人